

町内の中学校に在籍する生徒の自転車に係る損害賠償保険を町で加入します

岐阜県では、近年、全国的に自転車利用者が加害者となる事故が増えており、高額賠償事例が発生していることを受け、令和4年10月1日から自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化されました。

そこで、町では自転車損害賠償保険等の加入促進のため、令和3年度より保険加入費用の一部補助を行っていましたが、**町内の中学校に在籍する生徒**につきましては、通学など、自転車の利用頻度が多いことから、**令和5年度より町で自転車に係る損害賠償保険の加入を行うことといたしました（費用は町負担）。**

これに伴い、町内の中学校に在籍する生徒への従来の自転車損害賠償保険等の加入に係る一部補助につきましては、**令和5年3月31日をもって終了**となります。町で加入する保険内容等については、次を確認してください。

加入する保険内容等は次のとおりです。

1. 加入する保険の対象となる人

町内の学校に在籍している中学校生徒で大野町内に住所を有する人

2. 保険内容

日本国内において生徒本人が自転車の使用中による偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合の補償

※自転車乗車中の自身のケガに対しては、この保険の支払いの対象になりません。

《保険金の支払い例》

・生徒が自転車乗車中に歩行者と接触し歩行者にケガを負わせてしまった。

3. 保険金額

賠償責任保険金額 限度額 1億円

※事故を起こした生徒および保護者に代わり、示談交渉を保険会社に引き受けていただくことも可能です。

なお、「被保険者の負担する法律上の損害賠償が保険金額を明らかに超える場合」や「損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提訴された場合」には、示談交渉を引き受けていただけないこともあります。

4. 保険料

費用は全額町が負担します。（保護者の費用負担はありません。）

5. その他の注意点

- ・故意による損害や心神喪失に起因する損害など、保険金が支払われない場合があります。
- ・加入する保険には傷害保険等（ケガ等の保険）への補償は含まれておりません。希望をされる場合には、ご自身で別途加入し、その保険料を負担していただく必要があります。

町内の小学校に在籍する児童には、引き続き、費用の一部補助を行います。

町内の小学校に在籍する児童につきましては、町での保険加入は行いません。

万が一の加害事故に備えて、利用者と被害者を守るために、自転車保険（自転車損害賠償保険等）に加入しましょう。

そのため、引き続き、次に該当する人に費用の一部補助を行っていますので、確認してください。

1.対象となる人

町内の小学校に在籍している児童の保護者で次の全てを満たす人が対象です。

- (1) 町内に住所を有する人
- (2) 世帯全ての人が町税等を滞納していないこと

2.対象経費

自転車損害賠償保険等加入費用

※小学生に係る自転車損害賠償保険等の保険料又は共済掛金

※補償内容が、賠償金額1億円以上のもの

3.補助金額

児童1人につき1千円。ただし、補助対象経費の総額が1千円未満の場合はその実績額

- ◎ 詳しい制度の詳細につきましては、町ホームページを参照してください。
- ◎ 補助対象となるか等不明な場合は、契約される前に相談してください。

問い合わせ

教育委員会 学校教育課

(8時30分～17時15分まで、土・日・祝日を除く)

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

T E L : 0585-35-5378 F A X : 0585-34-3334 E-mail : kyoiku@town-ono.jp